

病欠証明書について

お子様がインフルエンザや流行性耳下腺炎など、出席停止の対象となる病気であると診断された場合、病欠欠席ではなく出席停止となります。(学校保健安全法第19条) 医師の指示があるまで休養させてください。

その場合、病欠証明書を医療機関で書いていただいて、学校へ提出してください。文書料は自己負担となりますので、ご理解をお願いします。

また、医療機関が証明した文書であれば、病欠証明書以外の文書でもよいので、提出してください。

お大事になさってください。

※診察の結果、出席停止の病気ではなかった場合、このままお返し下さい。

主な感染症の出席停止期間の目安

あくまで目安です。詳しくは医師に相談してください。

インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状がよければ登校可能
マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能